

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民の暮らし緊急対策(令和3年度第3弾)

— 滋賀県の緊急事態宣言が解除されたことに伴う出口施策 —

(令和3年度米原市一般会計補正予算第11号 10月4日専決処分)

	担当課	項目	概要	補正予算額 (千円)
1	シティーセールス課	【経済・雇用】 「直売所活性化支援」	○緊急事態宣言の発令に伴い休業を要請した観光施設の特産品直売所について、再開後の客離れや出荷者の生産意欲の減退等が懸念されるため、直売所の活性化に向けた出荷促進および販売促進の取組を支援する。 《事業概要》 ①出荷者の出荷手数料の負担軽減 売値が出荷者の売上額となり、市は直売所運営者に手数料相当分を支援金として支払う。 過年度の11月分手数料を参考 3,000千円 ②販売促進キャンペーンの取組支援 令和3年11月から年末商戦に向けた販売促進キャンペーンを実施した場合、広告宣伝費等販売促進に係る経費について支援を行う。 2施設×200千円×3/4=300千円 (醒井水の宿駅、近江母の郷文化センター) ・直売所運営再開支援金 3,300千円	3,300
2	シティーセールス課	【経済・雇用】 「直売所出荷者減収緩和支援金」	○休業を要請した観光施設の特産品直売所に出荷していた出荷者については、季節作物等の販売機会を失い経済的影響を受けていることから、その影響を緩和し、継続的な生産意欲の向上につなげていく。 《事業概要》 令和3年8月27日から9月30日まで休業した直売所の出荷者に対し、次のいずれかの内容で支援する。 ①令和2年9月1か月の売上額の8割(上限10万円) ②①の期間に販売実績がない場合は、令和2年10月から令和3年8月のひと月当たりの平均売上額の8割(上限10万円) ・直売所出荷者減収緩和支援金 12,000千円	12,000
3	農林商工課	【経済・雇用】 「小規模事業者減収緩和支援金」(第2弾)	○長引くコロナ禍の中、感染再拡大によるまん延防止措置や緊急事態宣言の対象地域となったことを受け、売上げ減少の影響を受ける小規模事業者の影響を緩和し事業継続を支援する。 《対象者》 ① 令和3年1月から令和3年12月までの期間中、任意の1か月の売上が令和2年または令和元年と比較して20%以上減収している事業者が対象 ② 従業員数に応じた支援金を支給 →従業員数に応じて20万円、15万円、10万円または5万円を給付 ・小規模事業者減収緩和支援金 20,000千円	20,000

* 財源は、全額を前年度繰越金により調整

* 補正後の予算額 21,550,222千円